

参考資料

1. 都市計画マスタープラン改定の経過

日 時	内 容
平成 25 年 9月 24 日 ～10月 18 日	町民アンケート調査の実施 ◇調査地域：二宮町全域 ◇調査対象：二宮町在住の 18 歳以上の町民、 住民基本台帳から 2,000 人を 無作為抽出 ◇調査方法：郵送による配布・回収 ◇調査期間：平成 25 年 9月 24 日 ～10月 18 日 （※11 月 8 日まで回収したものを集計） ◇回答者数：892 人（回収率：44.6%）
平成 27 年 6月 28 日	都市計画マスタープラン説明会 ◇百合が丘児童館 （15：00～16：30） ◇町立体育館 （19：00～20：30）
平成 27 年 7月 4 日	都市計画マスタープラン説明会 ◇町民センター （15：00～16：30） ◇中里防災コミュニティセンター （19：00～20：30）
平成 27 年 7月 5 日	都市計画マスタープラン説明会 ◇ラディアン （15：00～16：30） ◇ラディアン （19：00～20：30）
平成 27 年 6月 29 日 ～7月 17 日	パブリックコメント
平成 27 年 8月 25 日	二宮町都市計画審議会

2. 用語の解説

[あ]

アダプト制度

「アダプト（Adopt）」とは英語で「養子縁組する」という意味です。一般にアダプト制度とは、公共施設の管理を行政との契約により、行政と地域住民の皆さんが協働し管理する制度です。

意匠

本文中では建築物の間取りや外観の設計を表しています。それ以外にも、工夫を巡らせることや、デザインについて表現する場合があります。

雨水管渠

雨水を集め、移送するための管です。

雨水貯留施設

雨水が川や水路へ流出するのを一時的に抑え、出水による被害を軽減するとともに、雨水を有効に利用するための施設です。

NPO

「Nonprofit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。ボランティア団体や市民活動団体等の民間非営利組織を広く指します。

[か]

かながわグランドデザイン

神奈川県における県政運営の総合的・基本的指針である総合計画で、将来像や政策の基本方向をまとめた「基本構想」と重点政策を分野横断的にまとめ、ねらいや具体的な取り組み工程などを示すとともに、県の政策の全体像を総合的に示した「実施計画」から構成されています。

基盤整備（都市基盤整備）

「基盤」は「社会資本」と同じ意味で用いられる言葉です。具体的には学校、病院、道路、橋梁、鉄道、上水道、下水道、電気、ガス、電話など、住民の快適な生活や企業などの円滑な経済活動を支えるために必要不可欠な社会的・経済的な施設・設備などを指します。基盤整備とは、これら「基盤」を整備することです。

急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れが発生した場合、人命や人家に多大な被害を及ぼす恐れがある区域（傾斜度が30度以上、高さ5m以上の斜面）について、県知事が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて指定します。指定された区域では、「傾斜地崩壊防止工事」が実施されるとともに、切土や立木の伐採等の行為が制限されます。

緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線です。指定された路線については、自然災害への安全度を高めるため、道路施設の防災対策を優先して進めます。

景観計画

景観法に基づく計画で、良好な景観の保全・形成を図ることを目的としています。計画では「景観計画区域」や「良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項」などを定めることで、建築物のデザインや色について制限します。

広域幹線交通網

鉄道や高速道路、バイパス等などの都市間を結び、広域的な活動を支える交通網です。それらの整備により、都市の連携や発展を促します。

耕作放棄地

農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されています。

国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の同行をとらえるとともに、内外の社会保障対策や制度についての研究を行っています。公表している人口動向のデータは、年金をはじめとするわが国の重要な政策の基礎的な資料となっています。

ごみ処理広域化実施計画

平塚市、大磯町、二宮町の1市2町でごみ処理広域化を目指して、廃棄物処理の現状と課題を抽出し、広域処理施設の整備計画や廃棄処理事業を共同で取り組むために策定された計画です。

コンパクトな都市

中心市街地に都市機能が集積し、同時に郊外への市街地の拡大が抑制された、効率的で持続可能な都市のことです。その効果としては、暮らしやすさの向上や中心市街地の商業の活性化だけではなく、道路などの公共施設の整備費用、各種行政サービス費用の節約が見込まれています。

[さ]

市街化区域

おおむね10年以内に優先的に市街化を促す区域のことで、都市計画区域の中で既に市街化している一団の区域や、今後、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域に位置づけます。市街化区域には、土地利用を適切に誘導するために用途地域を指定することになっています。

市街化調整区域

自然環境や農業などを保全するために、市街化を抑制する区域です。原則として用途地域を定めず、開発行為等は許可を受けなければ行うことができないことになっています。

市街地開発事業

建築物や施設を単体で建築するだけではなく、道路や公園などの公共施設と併せて宅地開発を行うもので、一定の広がりのある地域を面的に開発する事業です。事業主体は都道府県や市町村、地権者による組合などで、都市計画法では、以下の6種類を市街地開発事業としています。

①土地区画整理事業、②市街地再開発事業、③新住宅市街地開発事業、④新都市基盤整備事業、⑤工業団地造成事業、⑥住宅街区整備事業

自然環境保全地域

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき指定される地域です。自然的・社会的諸条件からみて、ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域が指定され、それら自然環境の保全に努めます。

循環型社会

2000年（平成12年）の「循環型社会形成推進基本法」によって広く認知されるようになった言葉です。基本法2条で「（1）製品等が廃棄物等になることが抑制され、（2）製品等が循環資源となった場合においてはこれに適正に循環的な利用が行われ、（3）利用されない循環資源については適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、循環への負荷が出来る限り低減される社会」と定義されています。

剪定枝資源化施設

剪定枝を粉碎し、発電の燃料や堆肥の原料に利用可能な資源物を生成する施設です。

総合計画

総合的・計画的な行政の運営を図るための基本的な考え方やそのための具体的な事業を示す、市町村の最上位計画です。

二宮町では2013年度（平成25年度）から2023年度（平成35年度）までのまちづくりの指針となる「第5次二宮町総合計画」が策定されています。

[た]

地域地区

土地の合理的な利用を図るために、都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに対するルールを決める地区を「地域地区」と言います。

具体的には、用途地域、高度地区や風致地区など、約20種類の地域地区が都市計画法で定められています。

地区計画

身近な地区の特性に応じたまちづくりを目指し、住民と市が協力して定めることのできる、都市計画法に基づく制度です。地区の目標や方針を定めるほか、公園や道路などの施設の配置、建築物の用途や建て方など、まちづくりの具体的な内容について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めることが可能となっています。

低層住宅地

主に1～2階の住宅で構成される市街地のことです。

低炭素社会

地球温暖化の防止を図ることを目的として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、その吸収作用を保全し強化する社会のことです。

デマンド型公共交通

予約型の運行形態の輸送サービスのことです。デマンド型は路線定期型公共交通と異なり、住民の移動需要や地形、道路状況等の違いにより地域ごとに運行形態等は異なります。

都市計画区域

都市計画法により定められ、「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」のことです。都市計画区域の方針として、都道府県によって定められる整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）や、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）などが定められます。

（都市計画区域の）整備、開発及び保全の方針

都道府県が都市計画区域全域を対象として、都市計画の基本的な方針を定めるものです。長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けて、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「主要な都市計画の決定方針」を定めています。

都市計画道路

都市計画法に基づく都市施設の一つで、都市計画決定された道路のことです。都市計画道路は都市の骨格を形成する道路であり、円滑な移動を確保し、都市環境、都市防災などの面で良好な都市空間を形成するなどの機能があり、都市活動上、重要な都市施設です。

都市施設

道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設で、都市の根幹を形成するものです。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のことです。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい、この土地を道路・公園等の公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度がとられています。

[な]

二宮町地域公共交通計画

地域公共交通の現状と課題を把握し、町民のニーズを的確に捉え、将来的な町全体の交通のあり方（基本方針）を示すと共に、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のための具体的な施策等を位置づけるために策定された計画です。

農業の6次産業化

地域資源を活用し、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業（加工・販売等）にかかわる事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組みです。

[は]

ヒートアイランド現象

都市の気温が郊外よりも高くなる現象です。都市化の進展に伴って、ヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、それに伴い健康被害の増加や生態系の変化も懸念されています。

風致公園

都市公園法に基づく都市公園の種別のうち、「特殊公園」に該当します。主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺等の自然条件に応じ適切に配置する公園です。

風致地区

風致地区は、都市の風致を維持するために定められる地域地区の一つです。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ良好な自然的景観のことを指します。「都市の風致」を形成している区域のうち、都市環境の保全を図るために、それらの維持が必要な区域について風致地区を定めています。

風致地区に指定されると、建築物の建築やその他工作物の建設、建築物等の色彩の変更、木竹の伐採等について規制され、許可が必要になります。

ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれた小さなスペースを有効活用して設置する、規模の小さな公園、広場等のことです。

[ま]

緑の基本計画

緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するため、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を定める計画のことです。

未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地のことです。具体的には、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地のほか、耕作放棄地、管理を放棄された森林等が挙げられます。

モータリゼーション

車社会へと進展していくことで、自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化することをいいます。狭い意味では自家用乗用車の普及という意味で使われることが多くなっています。

モビリティ・マネジメント

当該地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みのことです。特徴として、環境や健康などに配慮した交通行動を、大規模、かつ、個別的に呼びかけていくコミュニケーション施策であることが挙げられます。

[や]

ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計・デザインのことで、バリアフリーの概念の発展形で、「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」を基本的な考えとしており、デザイン対象を障がい者等に限定していない点が、一般にいわれるバリアフリーとは異なります。

用途地域

似たような使われ方をしている土地が集まっていると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができますが、種類の異なる使われ方をしている土地が混在していると、互いの生活環境や業務の利便に影響を与えることがあります。

用途地域は、土地の使われ方の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業等市街地の大枠とした土地利用を定める「地域地区」の一つで、12種類あります。

二宮町都市計画マスタープラン

平成 27 年（2015 年）9 月発行

発行 二宮町

編集 都市経済部 都市整備課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

TEL：0463-71-3311（代表）

FAX：0463-73-0134

Eメール：toshi@town.ninomiya.kanagawa.jp
